

紀伊地域半島振興計画の概要

1. 計画策定の趣旨

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均等ある発展に資することを目的として、広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項について定める。

今回、半島振興法の改正・延長に伴い、現計画（平成27年度～平成36年度）を改正して、新たな計画を作成する。

2. 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

3. 策定主体

紀伊地域を構成する三重県・奈良県・和歌山県の三県が共同で作成

4. 計画対象地域

半島振興対策実施地域（和歌山県では和歌山市を除く29市町村）

5. 計画策定のメリット

半島振興施策による国の支援を受けることができる。

- ・予算措置（半島広域連携促進事業費補助金 等）
- ・地財措置（半島振興道路整備事業債）
- ・税制措置（割増償却、地方税不均一課税の減収補填措置）
など

6. 計画の主な改正内容

- ・地方分権の観点から、道府県による半島振興計画の作成義務を努力義務に改正
- ・計画の達成状況の評価が含まれる
- ・国土強靱化基本計画や水循環基本計画等との調和を図る必要性

7. 策定スケジュール（案）

- | | |
|--------|--|
| 令和7年7月 | 国の基本方針の発出
1次素案の作成開始 |
| 8月 | 1次素案の庁内とりまとめ |
| 9月 | 2次素案の庁内とりまとめ
半島振興・地方創生特別委員会正副委員長への報告
市町村への意見照会 |
| 10月 | 3次素案のパブリックコメントの開始
国に中間案の事前提出
令和7年度半島振興対策促進大会（於：東京） |
| 11月 | パブリックコメントの結果公表
4次素案（最終案）のとりまとめ
市町村長との協議 |
| 12月 | 半島振興・地方創生特別委員会正副委員長への報告
国に最終案の本提出
市町村に本提出した旨の通知 |
| 令和8年1月 | 国から適合通知 |

8. 計画の構成

○三県共通項目

第1 基本的方針

- 1 地域の概況
- 2 現状及び課題
- 3 振興の基本的方向及び重点とする施策
- 4 振興に関する目標
- 5 計画期間
- 6 計画の達成状況の評価

○和歌山県地域

第2 振興計画

- 1 半島振興に資する交通・通信施設の整備 【拡充】
- 2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発 【拡充】
- 3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進 【拡充】
- 4 水資源の開発及び利用 【拡充】
- 5 生活環境の整備 【拡充】
- 6 医療の確保等 【拡充】
- 7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等 【新設】
- 8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進 【拡充】
- 9 教育及び文化の振興 【拡充】
- 10 自然環境の保全及び再生 【新設】
- 11 再生可能エネルギーの利用の推進 【新設】
- 12 国内及び国外の地域との交流の促進 【拡充】
- 13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力 【新設】
- 14 さまざまな災害から生命・財産を守るための基盤整備や体制強化 【拡充】
- 15 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等 【新設】
- 16 生産機能及び生活環境の整備等が低位にある集落への配慮 【新設】